

証券コード 5380
2025年9月2日

株 主 各 位

愛知県高浜市論地町四丁目7番地2

新東株式会社

代表取締役社長 石 川 達 也

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shintokawara.co.jp/index.php>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「What's New」より、ご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5380/teiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「新東」または「コード」に当社証券コード「5380」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、本招集ご通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主さまに送付する交付書面を、すべての株主さまに対して送付することとしております。

また、書面（郵送）により議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年9月23日（火曜日）午後5時までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 愛知県高浜市論地町四丁目7番地2 本社3階ホール
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
- 報 告 事 項 第62期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年9月24日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、  
切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年9月23日（火曜日）  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 個

XXXXXXXXXX月XX日

| 議案番号 | 賛否 |
|------|----|
| 1.   |    |
| 2.   |    |
| 3.   |    |
| 4.   |    |
| 5.   |    |
| 6.   |    |
| 7.   |    |
| 8.   |    |
| 9.   |    |
| 10.  |    |

※ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

秘密パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号・第2号・第4号・第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

### 議決権行使書用紙に「賛」「否」の表示がない場合の取扱い

ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき「賛」「否」の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

# 事業報告

( 自 2024年7月1日 )  
( 至 2025年6月30日 )

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及び成果

#### ① 事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調にありましたが、欧州や中東での紛争や中国経済の低迷等、不安定な世界情勢等の影響から資源価格が高騰してまいりました。また各国の政治情勢が及ぼす影響や物価・金利の動向に不透明感が増し、依然として経済の先行きについて不透明な状況が続いております。特にエネルギーコストや原材料費の上昇は、企業収益や価格転嫁に大きな影響を及ぼしており、業種を問わず対応が迫られています。

住宅市場におきましては、国土交通省が発表している建築着工統計調査報告において、持家着工戸数は前年同月比で減少傾向であり、依然として低い水準で推移しております。また、建築資材の高騰や労務費の増加、物価高等の影響や住宅ローン金利の上昇懸念等、引き続き厳しい状況が続いております。しかしながら、省エネ住宅やリフォーム需要など、特定分野においては堅調な動きも見られており、今後の市場動向を注視する必要があります。

このような状況の中、当社は、主力製品「CERAMシリーズ」「SHINTOかわらS」の拡販や新規顧客の掘り起こし他、YouTube等のSNSを活用した商品PRやWeb会議型アプリを使用したリモートによる営業活動にも努めてまいりました。また、2024年1月に札幌証券取引所本則市場へ当社株式を上場し、北海道・東北地方を中心に認知度のさらなる向上及び拡販にも努めてまいりました。その結果、売上高は4,627百万円（前期比81百万円増加）と前期比増収となりました。

利益面におきましては、原油価格の高騰や円安の進行により、製造コストや商品の仕入コストが上昇し、売上原価の増加を余儀なくされました。これに対して当社は、適切なタイミングでの販売価格への転嫁を進めるとともに、歩留まりの改善、工程管理の徹底、さらには生産効率の向上に取り組むことで、収益性の確保に努めてまいりました。その結果、当事業年度においては、売上総利益903百万円(前期比162百万円増加)、営業利益105百万円（前期は63百万円の損失）、経常利益104百万円（前期は54百万円の損失）、当期純利益70百万円（前期は65百万円の損失）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は63百万円であります。

- ③ 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                             | 第59期<br>(2022年6月期) | 第60期<br>(2023年6月期) | 第61期<br>(2024年6月期) | 第62期<br>(当事業年度)<br>(2025年6月期) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円)                      | 5,419              | 5,042              | 4,545              | 4,627                         |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (百万円)       | 22                 | 55                 | △54                | 104                           |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (百万円)     | △1                 | 24                 | △65                | 70                            |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) | △2円31銭             | 34円05銭             | △93円10銭            | 99円06銭                        |
| 総資産 (百万円)                      | 6,919              | 6,422              | 6,119              | 6,247                         |
| 純資産 (百万円)                      | 3,300              | 3,313              | 3,234              | 3,270                         |
| 1株当たり純資産額                      | 4,664円02銭          | 4,682円66銭          | 4,571円59銭          | 4,621円62銭                     |

- (注) 1. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第59期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 従来、「営業外収益」に区分表示しておりました「受取運送料」につきまして、当事業年度より「売上高」に含めて表示しております。第61期につきましては、当該表示方法の変更を反映した組替後の売上高を記載しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

わが国経済は、依然として不透明な状況が続いております。ウクライナ情勢や中東地域の緊張の高まりに加え、エネルギー資源価格の高止まり、さらに日米金利差を背景とした円安基調の継続が、企業のコスト構造に大きな影響を与えております。また、国内においても消費者物価の上昇や人手不足の深刻化が続き、実質購買力への影響が懸念されています。

こうした先行きが不透明な経済環境の中、当業界における新設住宅着工戸数への影響が今後も懸念される状況にあります。また、為替変動による原材料価格の高騰、原油価格の動向等の影響によって、今後の製造コスト上昇も懸念されます。

このような経営環境に対応すべく、当社では営業体制のさらなる強化を図るとともに、環境・エネルギー問題に対応した高付加価値製品や環境配慮型商品の拡販を推進しております。また、業務プロセスの見直しによる効率化、財務体質のスリム化にも注力し、安定した経営基盤の構築に努めております。今後も効率的な生産体制の追求と、適正な販売価格の確保により、持続的な成長と社会的価値の提供を目指してまいります。

一方で、持続的な成長を実現するためには、サステナビリティの観点を重視した事業展開が不可欠であると認識しております。当社が開発した「システム瓦」は、従来の瓦と比較して屋根施工時の廃材を約80%削減できる設計となっており、自然環境への負荷軽減に貢献する製品となっております。さらに、瓦一体型太陽光発電システムの開発や、断熱性能を高めた高反射瓦の提供などを通じて、快適な住環境の創出にも取り組んでおります。

また、当社では環境に配慮した企業活動を推進するため、以下の項目を環境管理の重点テーマとして定め、継続的な改善に努めてまいります。

1. 電力・燃料の効率的利用によるエネルギー使用量の削減
2. 環境問題に配慮した製品の開発および製造技術の確立
3. お客様の環境負荷低減に貢献する、技術サービスの確実な実施
4. 使用資材のリデュース、資源のリユース、廃棄物の削減とリサイクル化（3R）の推進
5. 化学物質の適切な保管管理と使用量の削減

今後も、環境と調和した製品開発・事業活動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

当社は、お客様に一層信頼される企業として成長すべく、「新5S」（スマイル・セーフティー・スペシャルティ・スリム・スピード）を理念として、掲げております。

第63期につきましては、セーフティー（現場重視）、スペシャルティ（チェックシートの改善）、スリム（他部署との連携強化）、スピード（情報発信のスピード化）、スマイル（成果の確認）を重点項目に掲げました。

引き続き、安全な職場環境の整備、お客様満足度の向上及び従業員の意識向上、高付加価値商品の提供を通して、企業環境の激変に的確に対応しうる経営体質の構築及び、より一層の収益性の向上と財務体質の強化を推し進めてまいります。

(5) **主要な事業内容**（2025年6月30日現在）

粘土瓦の製造及び販売ならびにこれに附帯する事業を行っております。

(6) **主要な営業所及び工場**（2025年6月30日現在）

|        |           |
|--------|-----------|
| 本社     | 愛知県高浜市論地町 |
| 東京支店   | 東京都杉並区    |
| 本社第一工場 | 愛知県高浜市    |
| 本社第三工場 | 同上        |
| 宮ノ浦工場  | 同上        |
| 港南第一工場 | 愛知県碧南市    |
| 港南第二工場 | 同上        |
| 明石センター | 同上        |
| 土浦センター | 茨城県土浦市    |

(7) **従業員の状況**（2025年6月30日現在）

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数  |
|------|--------|--------|---------|
| 72名  | 10名減   | 47歳7ヵ月 | 17年10ヵ月 |

(注) 従業員数には、嘱託社員（15名）、臨時及びパートタイマー（1名）は含まれておりません。

(8) **主要な借入先**（2025年6月30日現在）

| 借入先          | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| 株式会社あいち銀行    | 1,201,684 |
| 岡崎信用金庫       | 514,682   |
| 株式会社りそな銀行    | 200,000   |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 54,550    |
| 株式会社名古屋銀行    | 50,000    |

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式に関する事項（2025年6月30日現在）

- |              |            |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数   | 3,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 831,682株   |
| ③ 株主数        | 614名       |
| ④ 大株主（上位10名） |            |

| 株主名           | 持株数（株） | 持株比率（％） |
|---------------|--------|---------|
| 新東役員持株会       | 90,700 | 12.81   |
| 三浦 重剛         | 40,100 | 5.66    |
| 有限会社マルイシ      | 39,000 | 5.51    |
| 石川 大輔         | 38,100 | 5.38    |
| 石川 達也         | 36,900 | 5.21    |
| 岡崎信用金庫        | 36,600 | 5.17    |
| 株式会社あいち銀行     | 28,800 | 4.07    |
| 石岡 真千子        | 27,120 | 3.83    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 26,174 | 3.69    |
| 石川 富子         | 24,264 | 3.42    |

（注）1. 当社は、自己株式を124千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤当該事業年度中に職務執行の対価として交付された株式  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) その他株式に関する事項

該当事項はありません。



#### (4) 会社役員に関する事項

##### ① 取締役に関する状況（2025年6月30日現在）

| 会社における地位     | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                        |
|--------------|------|-------------------------------------|
| 代表取締役社長      | 石川達也 |                                     |
| 常務取締役        | 石川大輔 | 生産部長、テクノセンター長                       |
| 取締役          | 新美昌彦 | 営業部長                                |
| 取締役          | 早川正  | 管理部長、システム課長                         |
| 取締役（常勤監査等委員） | 牛田修  |                                     |
| 取締役（監査等委員）   | 西垣誠  | 弁護士 入谷法律事務所<br>中部鋼鉄株式会社社外取締役（監査等委員） |
| 取締役（監査等委員）   | 中根祥雄 |                                     |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）西垣誠、取締役（監査等委員）中根祥雄の両氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、牛田修氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）西垣誠氏、取締役（監査等委員）中根祥雄の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）中根祥雄氏は、金融機関の出身であり、そこで培った業務経験や専門知識を持っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

##### ③ 役員等賠償責任保険契約に関する内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなり、1年毎に契約更新しております。

ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求に対しては損害が補填されないなど、一定の免責事由があります。

#### ④ 取締役の報酬等の総額

|                         | 支給人員<br>(名) | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額(千円)    |         |      |
|-------------------------|-------------|-------------------|-------------------|---------|------|
|                         |             |                   | 固定報酬              | 業績連動報酬等 | 非金銭等 |
| 取締役<br>(監査等委員であるものを除く。) | 4           | 58,268            | 58,268            | —       | —    |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 3<br>(2)    | 6,000<br>(2,400)  | 6,000<br>(2,400)  | —       | —    |
| 合計<br>(うち社外取締役)         | 7<br>(2)    | 64,268<br>(2,400) | 64,268<br>(2,400) | —       | —    |

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は含まれておりません。  
2. 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び取締役(監査等委員)の報酬等につきましては、それぞれ下記⑤に記載のとおり株主総会の決議をいただいております。  
3. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。

#### ⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の限度額は、2020年9月28日開催の第57回定時株主総会において月額10,000千円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は4名です。

取締役(監査等委員)の報酬等の限度額は、2020年9月28日開催の第57回定時株主総会において月額1,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です(うち社外取締役は2名です)。

#### ⑥報酬等の内容の決定に関する方針

##### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、役位・職責に応じて総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬総額の限度額内において取締役会で決定しております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬(月額10,000千円以内)で構成され、監督機能を担う監査等委員である取締役については、固定報酬としての基本報酬(月額1,000千円以内)で構成されております。

##### ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて、総合的に勘案して決定するものとしております。

##### ハ. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の額に対する割合については、確定報酬である基本報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めるものとしております。

## 二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長石川達也が取締役の個人別の固定報酬の額を決定しております。その権限の内容は、取締役会の決議による委任の範囲で、取締役の個人別の固定報酬の額を決定することであります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や他社の報酬水準等を勘案し、役位と職責に応じた総合的な評価を行うのは、代表取締役社長が適していると判断したためであります。委任する権限が適切に行使されるよう、決定に際して社外取締役がレビューを行うものとし、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ⑦ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）西垣誠氏は、入谷法律事務所に所属する弁護士であり、当社は、同法律事務所との間に顧問契約があります。

また、同氏は、中部鋼板株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分                        | 氏 名     | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役<br>（ 監 査 等 委 員 ） | 西 垣 誠   | 当該事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会6回全てに出席し、監査結果についての意見交換、重要事項の協議等を行っております。発言は出席の都度適宜行われ、主に弁護士としての経験・知見に基づく法律分野の専門的見地から発言を行っております。<br>弁護士としての経験・知見に基づく客観的な視点から、監査等委員である社外取締役として独立した立場で、当社の経営に対する監督を行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。 |
| 社 外 取 締 役<br>（ 監 査 等 委 員 ） | 中 根 祥 雄 | 当該事業年度に開催された取締役会17回中17回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会6回全てに出席し、監査結果についての意見交換、重要事項の協議等を行っております。発言は出席の都度適宜行われ、金融機関の経験者としての豊富な経験・知見からの発言を行っております。<br>金融機関等勤務を通じた豊富な経験・知見に基づく客観的な視点から、監査等委員である社外取締役として独立した立場で、当社の経営に対する監督を行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。 |

## (5) 会計監査人の状況

### ① 名称

栄監査法人

### ② 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する新東グループの基本方針」を次のとおり決定しており、この方針に基づいて効果的な内部統制システムの構築を目指し、継続的に改善を図ってまいります。

#### 内部統制システムに関する新東グループの基本方針

##### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業環境の激変に的確に対応し、お客様や社会からの期待に応える企業として成長すべく、日常の行動の考え方の基準となる「新東企業行動憲章」を定めます。  
当社の役員・従業員一人ひとりがコンプライアンスを実践し、企業倫理を形成することにより、組織・個人が一体となりコンプライアンスに取り組むことといたします。
- ② 当社は、代表取締役直轄の組織として監査室を設けております。監査室長は、監査等委員と連携のもと、計画に基づいて定期的に監査業務を行っており、各部署において適正に職務執行されていることを確認の上、社長に報告しております。
- ③ 当社は、コンプライアンスに関する相談窓口を監査室に設置しております。また「公益通報者保護規程」を制定し、通報した人が不利益を受けないことを保証しています。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書・情報の取扱いは、法令や社内規程に基づき、文書等の保管を行います。
- ② 文書管理規程、ITに関する規程等は、必要に応じて適時見直しをいたします。

##### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、想定されるあらゆるリスクの洗い出しを行い、リスクを軽減するような対策に最大限努めます。
- ② 諸規程の改廃や新たな規程の制定等、社内規程の整備が適切に行われる体制を整えます。
- ③ 有事の際は、代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に止めるよう危機管理体制を整備いたします。

##### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。またその運用に関しては、「取締役会規程」を制定し、適正に運用しております。
- ② 業務遂行を円滑に行うため、部長会や全社会議等重要会議体を設け、経営判断が的確かつ迅速に行える体制を構築しております。



(5) **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する適切な経営管理を行うことといたします。

(6) **監査等委員を補助する使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査等委員の職務の補佐は、監査室との緊密な連携をもって行うことを基本方針といたします。なお、当該使用人が必要となる場合は、これを配置し、評価等に関しては、監査等委員の同意を得て決定するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) **取締役及び使用人の監査等委員への報告体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員の要請に応じて、もしくはこれによらず重要な事項について、速やかに監査等委員へ報告するものとします。
- ② 監査等委員は、重要な意思決定や業務執行等の状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて、意見・質問を述べます。
- ③ 代表取締役は、監査等委員との意見交換を定期的に行います。

(8) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の適正な提出に向け、有効かつ適切な内部統制の構築を行い、また継続的に評価、見直しをし、適正な運用を図ることといたします。

**(当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について)**

当事業年度において、当社は、業務の適正を確保するため、遵守すべき基本事項をまとめた「新東企業行動憲章」を定め、従業員一人ひとりに周知するよう努めております。

また、取締役会をはじめ、部長会や全社会議等重要会議体において意見交換を定期的実施しており、情報共有しリスク管理の強化を図り、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

その他、反社会的勢力の排除、監査等委員の独立性確保及び職務補佐等、「内部統制システムに関する新東グループの基本方針」に定められた項目は適正に運用されております。

以 上

本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
|------------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                  |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>2,621,848</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>2,540,022</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 253,689          | 電 子 記 録 債 務              | 121,285          |
| 受取手形、売掛金及び契約資産         | 566,463          | 買 掛 金                    | 229,513          |
| 電 子 記 録 債 権            | 166,710          | 短 期 借 入 金                | 1,760,000        |
| 商 品 及 び 製 品            | 1,493,963        | 1年内返済予定の長期借入金            | 122,530          |
| 仕 掛 品                  | 12,673           | リ ー ス 債 務                | 9,433            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 57,377           | 未 払 金                    | 195,406          |
| 前 払 費 用                | 21,583           | 未 払 費 用                  | 19,291           |
| そ の 他                  | 50,386           | 未 払 法 人 税 等              | 27,634           |
| 貸 倒 引 当 金              | △1,000           | 前 受 り 金                  | 26,520           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>3,625,297</b> | 預 り 金                    | 8,176            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,468,145</b> | 賞 与 引 当 金                | 5,299            |
| 建 物                    | 560,255          | 営 業 外 電 子 記 録 債 務        | 14,352           |
| 構 築 物                  | 33,414           | そ の 他                    | 580              |
| 機 械 及 び 装 置            | 58,163           | <b>固 定 負 債</b>           | <b>436,863</b>   |
| 車 両 運 搬 具              | 2,983            | 長 期 借 入 金                | 138,386          |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 37,458           | リ ー ス 債 務                | 26,572           |
| 土 地                    | 2,717,187        | 繰 延 税 金 負 債              | 11,577           |
| リ ー ス 資 産              | 26,776           | 退 職 給 付 引 当 金            | 179,905          |
| 建 設 仮 勘 定              | 31,905           | 資 産 除 去 債 務              | 40,476           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,961</b>     | そ の 他                    | 39,944           |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 1,930            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>2,976,886</b> |
| 電 話 加 入 権              | 2,031            | <b>純 資 産 の 部</b>         |                  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>153,190</b>   | 株 主 資 本                  | 3,221,874        |
| 投 資 有 価 証 券            | 106,903          | 資 本 金                    | 412,903          |
| 出 資 金                  | 20,548           | 資 本 剰 余 金                | 348,187          |
| 長 期 前 払 費 用            | 7,582            | 資 本 準 備 金                | 348,187          |
| そ の 他                  | 18,156           | 利 益 剰 余 金                | 2,586,036        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>6,247,146</b> | 利 益 準 備 金                | 21,487           |
|                        |                  | そ の 他 利 益 剰 余 金          | 2,564,548        |
|                        |                  | 別 途 積 立 金                | 2,000,000        |
|                        |                  | 繰 越 利 益 剰 余 金            | 564,548          |
|                        |                  | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△125,253</b>  |
|                        |                  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          | 48,385           |
|                        |                  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | 48,385           |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>3,270,259</b> |
|                        |                  | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>6,247,146</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

( 自 2024年 7 月 1日 )  
( 至 2025年 6 月30日 )

(単位：千円)

| 科 目       |                         | 金 額    |           |
|-----------|-------------------------|--------|-----------|
| 高 価 上 原 益 | 売 上 原 益                 |        | 4,627,097 |
| 高 価 上 原 益 | 売 上 原 益                 |        | 3,723,544 |
| 益         | 総 利 益                   |        | 903,553   |
| 費         | 売 上 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 798,471   |
| 益         | 業 外 利 益                 |        | 105,081   |
| 息         | 受 取 利 息                 | 20     |           |
| 金         | 受 取 配 当 金               | 4,412  |           |
| 貸         | 受 取 家 賃                 | 3,555  |           |
| 入         | 助 成 金 収 入               | 2,138  |           |
| 金         | 受 取 補 償 金               | 2,432  |           |
| 他         | そ の 他                   | 2,460  | 15,019    |
| 利 息       | 営 業 外 費 用               |        |           |
| 他         | 支 払 利 息                 | 14,242 |           |
|           | そ の 他                   | 1,212  | 15,454    |
| 益         | 経 常 利 益                 |        | 104,646   |
| 益         | 特 別 利 益                 |        |           |
| 益         | 固 定 資 産 売 却 益           | 4,693  | 4,693     |
| 損         | 特 別 損 失                 |        |           |
| 損         | 固 定 資 産 除 却 損           | 13,918 | 13,918    |
| 益         | 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 95,422    |
| 税         | 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 23,107 |           |
| 額         | 法 人 税 等 調 整 額           | 2,220  | 25,327    |
| 益         | 当 期 純 利 益               |        | 70,094    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

( 自 2024年 7 月 1日 )  
( 至 2025年 6 月30日 )

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |         |           |           |               |              |          |                |
|-----------------------------|---------|---------|-----------|-----------|---------------|--------------|----------|----------------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利 益 剰 余 金 |           |               |              | 自己株式     | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                             |         | 資本準備金   | 利益準備金     | その他利益剰余金  |               | 利益剰余金<br>合 計 |          |                |
|                             |         |         |           | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |          |                |
| 2024年7月1日残高                 | 412,903 | 348,187 | 21,487    | 2,000,000 | 520,989       | 2,542,476    | △125,253 | 3,178,314      |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |           |           |               |              |          |                |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |         |           |           | △26,535       | △26,535      |          | △26,535        |
| 当 期 純 利 益                   |         |         |           |           | 70,094        | 70,094       |          | 70,094         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |         |           |           |               |              |          |                |
| 事業年度中の変動額合計                 | －       | －       | －         | －         | 43,559        | 43,559       | －        | 43,559         |
| 2025年6月30日残高                | 412,903 | 348,187 | 21,487    | 2,000,000 | 564,548       | 2,586,036    | △125,253 | 3,221,874      |

|                             | 評価・換算<br>差 額 等   | 純資産合計     |
|-----------------------------|------------------|-----------|
|                             | その他有価証<br>券評価差額金 |           |
| 2024年7月1日残高                 | 56,539           | 3,234,853 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                  | △26,535   |
| 当 期 純 利 益                   |                  | 70,094    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | △8,153           | △8,153    |
| 事業年度中の変動額合計                 | △8,153           | 35,406    |
| 2025年6月30日残高                | 48,385           | 3,270,259 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針

会計処理に関する事項

### ①資産の評価基準及び評価方法

#### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法を採用しております。

#### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### ②固定資産の減価償却の方法

#### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物、2016年4月1日以降取得した構築物及び港南第二工場の有形固定資産は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～47年

機械及び装置 9年

#### ロ. 無形固定資産

自社用ソフトウェアについては、社内での利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ④収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、粘土瓦の製造及び販売等を行っており、顧客との契約に基づく製品又は商品の提供を主な履行義務として識別しております。これら製品又は商品の販売については、原則として製品又は商品の引渡時点において顧客に当該製品又は商品に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。なお、国内の顧客への販売については、これらの履行義務は出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

当事業年度より、従来「営業外収益」に区分表示していた受取運送料について、「売上高」へ表示することに変更いたしました。

この変更は、物流コストの上昇に対応した運送料の見直しに伴い、受取運送料の金額的な重要性が著しく増加していることを踏まえ、製品販売に付随する運送サービスを主要な経営活動として位置付け直したことによるものであり、当社の事業活動の実態をより適切に表示することを目的としております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取運送料」に表示していた23,619千円は、「売上高」として組替えております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

- (1) 当該事業年度の計算書類に計上した金額

2025年6月30日現在、棚卸資産を1,564,014千円計上しております。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

棚卸資産が適正な価値で評価されるように評価損の金額を見積っております。

当社は、棚卸資産の評価基準について、販売可能性を考慮し一定の期間を超えて保有する可能性が高い棚卸資産については帳簿価額を切り下げております。具体的には、当期及び過去の一定期間の出荷実績データを利用して棚卸資産の年齢表を作成し、当該年齢表から販売可能性が低下する金額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

- ②翌事業年度の計算書類に与える影響

現在までに想定しうる仮定に基づき算定しておりますが、将来の販売実績等が見積りと大きく異なった場合、翌事業年度の計算書類における棚卸資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

- ①担保に供している資産

|           |             |
|-----------|-------------|
| 現金及び預金    | 20,000千円    |
| 建物        | 554,076千円   |
| 構築物       | 7,605千円     |
| 工具、器具及び備品 | 2,184千円     |
| 土地        | 2,384,484千円 |
| 計         | 2,968,350千円 |

- ②上記に対応する債務

|       |             |
|-------|-------------|
| 買掛金   | 437千円       |
| 短期借入金 | 1,450,000千円 |
| 計     | 1,450,437千円 |

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,147,489千円

- (3) 取締役に対する金銭債務 39,944千円  
長期金銭債務

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度<br>期 首 の 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>末 の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 普 通 株 式   | 831,682株                 | －株                     | －株                     | 831,682株               |

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び数

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度<br>期 首 の 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>末 の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 普 通 株 式   | 124,082株                 | －株                     | －株                     | 124,082株               |

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

| 決 議                       | 株 式 の 種 類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1 株 当 た り<br>配 当 額 (円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-----------|----------------|------------------------|------------|------------|
| 2024年9月25日<br>定 時 株 主 総 会 | 普 通 株 式   | 26,535         | 37.5                   | 2024年6月30日 | 2024年9月26日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決 議 予 定                   | 株 式 の 種 類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1 株 当 た り<br>配 当 額 (円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-----------|-------|----------------|------------------------|------------|------------|
| 2025年9月24日<br>定 時 株 主 総 会 | 普 通 株 式   | 利益剰余金 | 26,535         | 37.5                   | 2025年6月30日 | 2025年9月25日 |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |         |
|--------------|---------|
| (繰延税金資産)     |         |
| 未払事業税        | 2,448千円 |
| 賞与引当金        | 1,593   |
| 貸倒引当金        | 309     |
| 退職給付引当金      | 55,664  |
| 長期未払金        | 12,366  |
| 棚卸資産         | 54,113  |
| 資産除去債務       | 12,531  |
| 減損損失         | 19,146  |
| 投資有価証券評価損    | 3,181   |
| その他          | 430     |
| 繰延税金資産小計     | 161,785 |
| 評価性引当額       | 156,273 |
| 繰延税金資産合計     | 5,512   |
| (繰延税金負債)     |         |
| その他有価証券評価差額金 | 17,090  |
| 繰延税金負債合計     | 17,090  |
| 繰延税金負債の純額    | 11,577  |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、当社はデリバティブ取引を一切行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、全てが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）及びファイナンス・リース取引に係るリース債務につきましては、営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業管理規定に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ、市場リスク（投資有価証券の価格変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                      | 貸借対照表計上額（千円） | 時 価 （ 千 円 ） | 差 額 （ 千 円 ） |
|----------------------|--------------|-------------|-------------|
| 投資有価証券<br>其他有価証券（注2） | 103,903      | 103,903     | －           |
| 資 産 計                | 103,903      | 103,903     | －           |
| 長期借入金（注3）            | 260,916      | 260,808     | △107        |
| リース債務（注3）            | 36,005       | 35,956      | △49         |
| 負 債 計                | 296,921      | 296,764     | △157        |

（注1）現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金、営業外電子記録債務は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等である非上場株式（貸借対照表計上額3,000千円）については、「投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。

（注3）1年内返済予定の長期借入金またはリース債務を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分                          | 時価（千円）  |       |       |         |
|-----------------------------|---------|-------|-------|---------|
|                             | レベル 1   | レベル 2 | レベル 3 | 合計      |
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 103,903 | －     | －     | 103,903 |
| 資産計                         | 103,903 | －     | －     | 103,903 |

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分        | 時価（千円） |         |       |         |
|-----------|--------|---------|-------|---------|
|           | レベル 1  | レベル 2   | レベル 3 | 合計      |
| (1) 長期借入金 | －      | 260,808 | －     | 260,808 |
| (2) リース債務 | －      | 35,956  | －     | 35,956  |
| 負債計       | －      | 296,764 | －     | 296,764 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入または新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 売上高       |
|---------------|-----------|
| 製品            | 1,573,177 |
| 商品            | 882,519   |
| 板金            | 1,154,647 |
| 工事            | 672,047   |
| その他           | 344,705   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,627,097 |
| 外部顧客への売上高     | 4,627,097 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。



(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、財又はサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債の前受金として表示しております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 当事業年度   |
|---------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 733,174 |
| 契約負債          | 26,520  |

## 9. 1 株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 1 株当たり純資産額  | 4,621円62銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 99円06銭    |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月22日

新東株式会社  
取締役会 御中

|                                   |       |      |
|-----------------------------------|-------|------|
| 栄監査法人<br>名古屋事務所<br>指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 林 浩史 |
| 指定社員<br>業務執行社員                    | 公認会計士 | 高原 輝 |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新東株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正な行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月25日

新東株式会社 監査等委員会

|           |     |     |
|-----------|-----|-----|
| 常勤監査等委員   | 牛 田 | 修   |
| 監 査 等 委 員 | 西 垣 | 誠   |
| 監 査 等 委 員 | 中 根 | 祥 雄 |

(注) 監査等委員西垣誠、及び中根祥雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金37.5円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は26,535,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年9月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社事業内容の今後の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款                                                                                       | 変更案                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ～13. (条文省略)<br><br>( 新 設 )<br><br><u>14.</u> (条文省略) | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ～13. (現行通り)<br><br><u>14. 不動産賃貸</u><br><br><u>15.</u> (現行通り) |



第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はなく、相当であるとの意見でした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                      | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                              | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | いし かわ たつ や<br>石 川 達 也<br>(1971年9月13日生)  | 1998年6月 当社入社<br>2002年12月 当社東京支店営業課長<br>2004年3月 当社品質保証課長<br>2004年9月 当社代表取締役社長（現任）<br>2008年9月 新東ルーフ株式会社代表取締役                                       | 36,900株           |
|           | 選任理由                                    | 代表取締役としての見識と強いリーダーシップのもと中長期経営計画を推進するとともに、当社事業における豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。                       |                   |
| 2         | いし かわ だい すけ<br>石 川 大 輔<br>(1973年7月13日生) | 1997年4月 当社入社<br>2003年9月 当社開発課長<br>2004年9月 当社テクノセンター長兼開発課長<br>2005年9月 当社取締役テクノセンター長<br>2011年9月 当社常務取締役生産部長兼テクノセンター長（現任）<br>2011年9月 新東ルーフ株式会社専務取締役 | 38,100株           |
|           | 選任理由                                    | 長年にわたり生産部門及び研究開発に携わり、同分野において豊富な経験と知識を有しております。当社は候補者が、その経歴を通じて培った経験と知識を当社の経営に活かすことができる人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。                                |                   |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                     | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | にい み まさ ひこ<br>新 美 昌 彦<br>(1968年7月29日生) | 1991年8月 当社入社<br>2001年9月 当社営業本部モジュール課長<br>2007年4月 当社営業本部長兼モジュール課長<br>2009年9月 当社取締役営業本部営業部長<br>2010年9月 当社取締役営業部長（現任）<br>2011年11月 新東ルーフ株式会社取締役                                                                 | 1,200株     |
|           | 選任理由                                   | 当社入社以来、営業部門に携わり、同分野において豊富な実務経験及び知識を有しております。当社は候補者が、その経歴を通じて培った経験と知識を当社の経営に活かすことができる人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。                                                                                             |            |
| 4         | はや かわ ただし<br>早 川 正<br>(1966年5月19日生)    | 2001年1月 当社入社<br>2003年12月 当社管理部システム課長<br>2005年10月 当社営業部営業管理課長兼管理部システム課長<br>2011年1月 当社営業部営業課長、営業管理課長兼管理部システム課長<br>2013年7月 当社営業部次長、営業管理課長兼管理部システム課長<br>2017年2月 当社管理部部長兼システム課長<br>2017年9月 当社取締役管理部部長兼システム課長（現任） | —          |
|           | 選任理由                                   | 当社管理部門及び営業部門における豊富な経験と知識を活かし、内部統制の強化や企業価値向上を図ることができる人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。                                                                                                                            |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであり、保険料は全額当社が負担しております。
- 候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、2025年9月の更新時には、同内容での更新を予定しております。
- ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求に対しては損害が補填されないなど、一定の免責事由があります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役牛田修氏が本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 牛田 修<br>たけだし<br>(1955年8月4日生) | 2009年10月 岡崎信用金庫日名支店支店長<br>2014年6月 岡崎信用金庫監査部部长<br>2015年6月 岡崎信用金庫理事<br>2019年4月 おかしんリース株式会社代表取締役社長                                                                                                                                                           | —          |
| 選任理由                         | 当該候補者は、岡崎信用金庫において支店長、監査部部长、理事等の要職を歴任し、長年にわたり地域金融機関における経営や内部統制、監査業務に精通してまいりました。また、おかしんリース株式会社では、代表取締役社長として、経営全般に関する高度な知見と実務経験を有しております。<br>これらの経験を通じて培った、経営監視およびコンプライアンス・リスク管理等に関する深い理解と高い見識は、当社の経営の健全性・透明性の向上に大きく寄与するものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。 |            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであり、保険料は全額当社が負担しております。
- 候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また次回更新時には、同内容での更新を予定しております。
- ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求に対しては損害が補填されないなど、一定の免責事由があります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役として選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

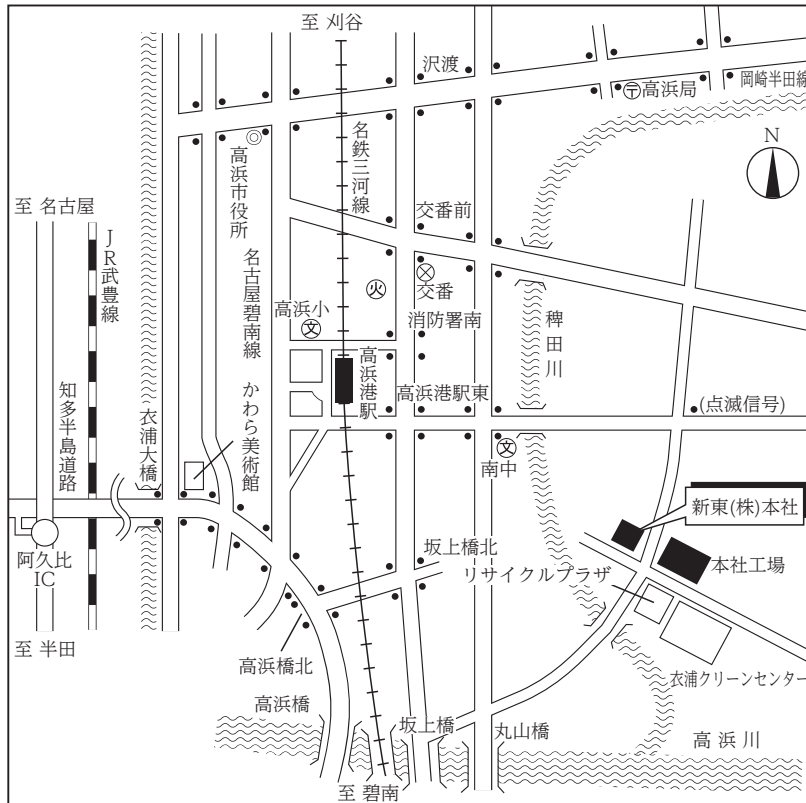
| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 保浦誠也<br>(1995年8月14日生) | 2022年12月 弁護士登録（愛知県弁護士会）<br>弁護士法人御園総合法律事務所<br>2025年4月 入谷法律事務所入所（現在）<br>[主な兼職の状況]<br>入谷法律事務所 弁護士                                                                                                                      | －          |
| 選任理由                  | 当該候補者は、弁護士として企業法務をはじめとする多岐にわたる分野において豊富な実務経験と専門的知見を有しております。特に法令遵守（コンプライアンス）や内部統制、ガバナンス体制に関する高い識見は、監査等委員としての職務に適任であると判断しております。<br>また、社外の独立した立場からの監督・助言を通じて、当社の経営の透明性および健全性の確保に寄与いただけるものと考え、補欠の監査等委員である取締役として選任するものです。 |            |

- (注) 1. 当社は、候補者が所属する法律事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 保浦誠也氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 保浦誠也氏が、監査等委員である社外取締役に就任する場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであり、保浦誠也氏が、監査等委員である社外取締役に就任する場合には、被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県高浜市論地町四丁目7番地2  
新東株式会社 本社3階ホール  
電話 0566-53-2631（代表）



### 交通のご案内

公共交通機関 名鉄三河線「高浜港駅」下車徒歩20分

車椅子等、ご来場に当たりサポートが必要な株主様は、事前にお電話でご連絡ください。

電話番号：0566-53-2631（代表）（土日を除く8：30～17：00）



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。